令和6年度　酒田市立第三中学校いじめ防止基本方針

いじめの定義（いじめ防止対策推進法　第２条）
「いじめ」とは、生徒に対して一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

重大事態の定義（いじめ防止対策推進法　第 28 条1）
① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

1　いじめの未然防止のための取組

（1）いじめの未然防止の基本となるのは、「授業が面白い」「仲間との関わりが楽しい」「早く学校に行きたい」と思える学校である。そのために、以下の視点を持った教育活動を重点に取り組む。

〇生徒理解
〇生徒指導の三機能（自己決定・自己存在感・共感的人間関係）
〇「絆づくり」と「居場所づくり」

（2）インターネット等を通じて行われるいじめの未然防止のために、教職員による日々の啓発活動はもちろんのこと、外部講師を招聘して生徒・保護者に対する情報モラル研修を実施する。

（3）生徒会、PTA、地域等とも連携し、いじめを未然に防止する活動を行っていく。

2　いじめの早期発見

（1）教職員による把握
いじめはどの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという認識のもと、いじめの早期発見に全教職員が組織的に取り組んでいく。いじめは、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても情報を共有し、いじめの早期発見に努める。

※発見者　→　担任　→　学年主任　→　生徒指導主事　→　教頭

教頭は、必要に応じて「いじめ対策委員会」（後述）を開催する。

（2）アンケートによる把握
いじめを早期発見するために、生徒に対していじめや生活上の悩みについて定期アンケート調査を行う。
県の調査として年3回（5月・11月・2月）　学校独自の調査として心のアンケート
調査後に学年ごとアンケートを集計。聞き取りを行った生徒については学年主任に報告。
緊急を要する案件は、すぐに生徒指導主事・管理職に報告する（必要に応じて「いじめ対策委員会」を開催する）。

（3）相談体制の整備
①生徒の相談窓口は原則担任とするが、教職員誰とでも相談できることを知らせる。
②スクールカウンセラー、教育相談員が来校する日を知らせる。

（4）主任会での組織的な対応
週1回の定例主任会で情報交換を行い、学校全体で情報共有を行い、見届け体制をつくる。

3　いじめに対する措置

（1）校内のいじめの対策等の中核となる組織として、「いじめ対策委員会」を設置する。
構成メンバー　主任会のメンバー（校長・教頭・教務主任、各学年主任・生徒支援部長・養護教諭、教育相談主任）
必要に応じてSC、教育相談員、事務主査等を加える。
※いじめの内容によっては酒田市教育委員会担当者等を招聘する場合もある。

(2)指導体制と方針の決定

いじめの察知

事実確認

事実確認の結果、組織的な対応が必要ないじめと判断した場合は、教頭が「いじめ対策委員会」を設置し、いじめに対する措置を協議する。
※重大事態に該当するいじめの場合は、至急酒田市教育委員会に報告する。
いじめに対する措置として、次のような役割分担を行い、組織的に対応する。
(この役割分担はあくまでも一例である。)

事実確認の結果、軽微な内容(誤解等による人間関係のトラブルが原因など)については各学年ごと(場合によっては部活動ごと)に対応する。
その際、以下の点を踏まえて対応する。
① 教職員が一方的に指導して解決させることはせず、生徒たちの自治能力を高めることを視野に入れて指導する。
② 被害生徒・加害生徒の保護者に状況を説明し、協力を得る。
③ 「いじめ」という言葉を使わず、聞き取りや指導を行った方が効果的な場合は、使用しなくてもよい。

①被害生徒を保護し、守り抜くことを伝えながら心配や不安を取り除く。【担任を中心に】
②被害生徒の保護者には迅速に情報提供し、今後の対応を相談する。【学年主任中心に】
③加害生徒に対して、相手の心情に思いを寄せる指導を十分に行うと共に、「いじめは決して許されない」という人権意識を持たせる指導を行う。【生徒指導主事＋学年団】
④周囲の生徒に対して、自分の問題として捉え、「いじめは絶対にゆるされない行為」であることを理解させる。
【生徒指導主事＋学年団】
⑤加害生徒の保護者に情報提供し、今後の対応について相談し、協力を得る。【学年主任中心に】
※保護者対応については、場合によっては管理職も対応する。
※早期解決のために、生徒・保護者の理解が不十分なままで、被害生徒・保護者と加害生徒・保護者を会わせることはしない。加害生徒・保護者に対しては被害生徒の心情理解をしっかりと行いたい。

(3)いじめの解消

いじめの解消とは、次の 2 つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

4 重大事態への対処

(1)重大事態が発生した場合は、全職員にその旨を知らせるとともに酒田市教育委員会に報告・協議の上、調査委員会を校内に設置する。PTA 三役にもプライバシーを保護しつつ、重大事態が発生した旨を伝え、協力を仰ぐ。

(2)重大事態が発生した場合は、関係のあった生徒が深く傷ついたり、周囲の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、生徒の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すために、酒田市教育委員会の指示のもと全校体制で取り組む。

5 学校評価と教職員評価

評価においては、基本的には「友人や教職員と信頼関係を築き、安心・安全に学校生活を送っているか」を学校経営の領域で評価する。また、学校いじめ防止基本方針が実効性の伴うものになっているかどうかを定期的に教職員等で評価し、PDCA サイクルを回していく。実効性のない事項については、その都度見直していく。

6 地域や家庭と連携

学校いじめ基本方針等について地域や保護者に周知し、保護者・地域と一体となって生徒の健全育成及びいじめ防止に努める。